

## 2-2. ラオスのグリーン公共調達制度等に対する技術支援

### 2-2-1 ラオスの概要

#### 1) 基礎データ

ラオス人民民主共和国（通称ラオス）は、東南アジアのインドシナ半島中央部に位置する内陸国であり、面積は約 24 万平方キロメートルで日本の本州とほぼ同じ大きさである。周囲を中国、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマーの 5 か国に囲まれている。熱帯モンスーン気候に属し、雨季（5 月～10 月）と乾季（11 月～4 月）に明確に分かれ、年間を通して高温多湿な環境となっている。



ラオス経済は、豊かな水資源を活かした水力発電による近隣国への電力輸出や鉱業、農業を主要産業としている。新型コロナウイルス感染症の影響や近年の記録的な自国通貨（キープ）安、インフレの進行等により、市民生活や経済活動に深刻な影響が生じた。しかし、その後は周辺国への電力・鉱物資源の輸出に加え、サービス業や観光業の持ち直し、中国ラオス鉄道の開通による物流・人的交流の活性化もあり、2023 年の実質 GDP 成長率は 3.7%と回復基調にある。2025 年のラオス経済は、サービス、エネルギー、製造業、農業の各分野に牽引されて底堅く推移しており、同年の経済成長率は 4.2%に達すると予測されている。一方で、高水準で推移する消費者物価上昇率や対外債務問題などのマクロ経済の安定化が依然として大きな課題となっている。

日本とラオスは、1955 年の外交関係樹立以降、伝統的に良好な関係を築いており、2025 年 1 月には両国関係が「包括的戦略的パートナーシップ関係」に格上げされるなど、更なる連携強化が進んでいる。日本国外務省の資料によると、日本からの主要輸出品目は車両、車両部品、電気機器・部品などであり、日本への主要輸入品目は靴、衣類、電気機器・部品、農畜産物（バナナ等）などが挙げられる。貿易や経済・技術協力を通じて、日本はラオスにとって引き続き重要なパートナーとして位置付けられている。

表 2-2-1. ラオス基礎データ

国名	ラオス人民民主共和国	首都	ビエンチャン
面積	24 万平方キロメートル	人口	758.2 万人 (2023 年)
対日輸入額	約 1 億 5,879 万ドル (2023 年) (車両、車両部品、合成繊維、綿・綿製品、電気機器・部品など)	言語	ラオス語
GDP	約 158 億米ドル (2023 年)	経済成長率	3.7% (2023 年)

<p>経済概況</p>	<p>(1) 1975 年以來の計画経済の行き詰まりから、1986 年に「新経済メカニズム」とよばれる経済改革に着手、1986 年の第 4 回党大会にて市場経済化と経済開放を柱とする改革路線を採択。この改革路線は 90 年代に至り成果が出始め、1992 年から 1996 年までは年 5%~8% 台の経済成長率を記録。しかし 1997 年のアジア通貨危機に際しては、自国通貨安とインフレ、近隣国経済の失速に直面し、1998 年の経済成長率は 4% 台まで下落。その後、政府の財政・金融面における統制強化や外国投資・支援等の着実な流入を背景に、その後数年で成長率は概ね 6%~7% まで回復。2020 年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受け、実質 GDP 成長率 -0.6% (世銀) と大きく景気が後退する見込み。</p> <p>(2) 第 11 回党大会 (2021 年) では、スローガンの一つとして引き続き LDC 脱却が掲げられ、同目標を踏まえた第 9 次国家社会経済開発 5 年計画が承認された。</p> <p>(3) 外国投資の促進による社会経済開発の加速を目指し、2008 年 8 月、日本との間の二国間投資協定が発効。日ラオス官民合同対話を通じて、投資環境の改善に取り組んでいる。2013 年に WTO 加盟。</p>
-------------	--

出典：外務省・ラオス人民民主共和国 (Lao People's Democratic Republic) 基礎データ(令和 7 年 8 月 14 日現在)(令和 8 年 2 月 20 日最終閲覧)

## 2) ラオスのタイプ I 環境ラベル及びグリーン公共調達 (GPP) 制度

### (1) ラオス・グリーンラベルの概要

ラオスでは現在、SDGs (目標 12: 持続可能な消費と生産) の達成に向け、持続可能な消費と生産 (SCP) ロードマップ (2025-2030) の策定が進められている。これまでドイツ国際協力公社 (GIZ) や世界銀行等の支援を受けて、タイプ I 環境ラベル及び GPP の初期検討が行われてきた。こうした背景のもと、ラオス商工業省 (Ministry of Industry and Commerce: MoIC) により、2022 年 5 月 17 日に、ラオス・グリーンラベル制度の開発を担う運営委員会及び技術小委員会を任命する「商工業省決定 (第 0598 号)」が発出された。さらに、2024 年 10 月



ラオス・グリーンラベル (タイプ I 環境ラベル)

1 日には「ラオス・グリーンラベルに関する商工業省決定 (第 1888 号)」<sup>1)</sup>が発出され、これをもってタイプ I 環境ラベルである同制度が正式に開始されることとなった。同決定では、ラオス・グリーンラベルを取得した工業製品の生産及び使用の促進を目的とし、国内製造品及び輸入品の双方を対象とした制度管理に関する原則、規制、措置、並びに手順が規定されている。本制度は、環境保全と持続可能性の原則に沿った国家の社会経済的發展に貢献する技術に基づき、生産プロセス及び製品を環境配慮型へと高度化させるとともに、環境汚染の低減及び適正な廃棄物管理を推進することを目指している。

ラオス・グリーンラベル制度の所管と認証は MoIC である。2026 年 2 月 20 日現在、同制度に関する情報公開 (ウェブサイト等) は確認されておらず、具体的な基準数や認証製品数は不明である。しかしながら、本事業の実施機関は GIZ の委託により、同ラベルの LED 及び PVC パイプに関する基準案に対して専門的見地から助言を行った実績を有しており、関係機関を通じた情報共有により当該品目における基準策定の事実を確認している。

### (2) ラオスの GPP 制度

ラオスにおける GPP 制度の主たる根拠法は、「2017 年公共調達法 (Law on Public Procurement No. 30/NA, 2017)<sup>2)</sup>」及び「2019 年公共調達法の実施に関する財務省指示 (No. 0477/MOE, 2019)<sup>3)</sup>」である。特に、2017 年の公共調達法第 4 条の「調達方針」において、「グリーンな持続可能性のための環境保全を促進する」ことが明記されており、これが GPP 実施の法的基盤となっている。2019 年の「公共調達法の実施に関する財務省指示」は、公共調達法を補完して手続きや評価基準などの詳細を規定し、全国で適正かつ統一的な制度運用を実現するものである。また、これらの法令整備は、ラオスにおける GPP を推進し、SDGs (目標 12: 持続可能な消費と生産) の達成に向けた基盤となるものである。さらに、これを支援する法的枠組みとして「所得税法」や「物品及びサービスに対する物品税法」があり、環境配慮型の技術やクリーンエネルギー (電気自動車など) に対する税率

<sup>1</sup> [https://www.laotradeportal.gov.la/upload/files/legal\\_lo\\_la\\_20241004111922.pdf](https://www.laotradeportal.gov.la/upload/files/legal_lo_la_20241004111922.pdf) (ラオス語)

<sup>2</sup>

[http://ppmd.mof.gov.la/storage/1632981237.Laos%20PDR%20Public%20Procurement%20Law\\_English%5B23%5D.pdf](http://ppmd.mof.gov.la/storage/1632981237.Laos%20PDR%20Public%20Procurement%20Law_English%5B23%5D.pdf)

<sup>3</sup> [https://rtm.org.la/wp-content/uploads/2022/06/0477-.Loas-PDR-Public-Instruction-on-Implementation-of-the-Procurement-Law\\_English25.pdf](https://rtm.org.la/wp-content/uploads/2022/06/0477-.Loas-PDR-Public-Instruction-on-Implementation-of-the-Procurement-Law_English25.pdf)

軽減措置が規定されている。

GPP の実効性を高める特徴的な取組として、「グリーンカート」がある。グリーンカート制度とは、政府の調達担当者が GPP を実施する際に参照すべき要件を満たした環境配慮型製品及びサービスをまとめた公式の「GPP 製品・サービスディレクトリ」である。本制度は、農業環境省（Ministry of Agriculture and Environment: MAE）（旧：天然資源環境省（MoNRE））が所管しており、同省が掲載基準の策定、及びディレクトリの機能開発・運用プロセス全般を担っている。本制度は、2024 年 11 月 14 日に発令された「ラオス・グリーンカートの設立の手順及び運営委員会等の任命に関する決定（No.4182/MoNRE, 2024）」に基づいている。同決定により、GPP 対象品目の一覧となるグリーンカートの創設が規定された。併せて、運営委員会及び技術小委員会の任命、並びに製品・サービスを登録するための具体的な承認手順が明確化されている。

製品・サービスを同ディレクトリに登録するためには、まず MoIC が所管するラオス・グリーンラベルや、他国の公的な環境認証を取得していることが条件となる。事業者はこれらの認証情報を添えて MAE に申請し、審査・承認を経て初めてグリーンカートに登録される仕組みである。このラオスの GPP の仕組みは、タイの GPP 制度と極めて類似している。これは、ラオスの GPP 制度構築において GIZ の支援を受け、タイのタイプ I 環境ラベル「タイ・グリーンラベル」の運営機関であるタイ環境研究所（TEI）、及びタイの GPP を所管するタイ公害監理局（PCD）が技術支援を行った背景によるものと推察される。タイにおいても同様のグリーンカート制度が存在し、基準を満たす製品やタイ・グリーンラベル認証製品がディレクトリに登録される運用がなされている。タイのように、グリーンカートロゴ独自の認証マークを新たに付与するものかどうかは未確認であるが、調達の利便性向上を目的とした「登録・リスト化制度」として機能することが期待されている。また、「紙」「複合機」「電気自動車（EV）」「LED ランプ」の 4 品目がパイロット運用されてきたが、直近のアクションプランでは、試験的な対象品目として特に「EV」と「A4 コピー用紙」の 2 品目が選定され、基準の検討が行われているという。

## 2-2-2 ラオス技術支援の概要

### 1) 業務の背景と目的

日本の強みである技術や規格を ASEAN 地域等で展開することにより、国内製品の海外進出を促進することが本事業の目的である。ASEAN 地域において、タイ、シンガポール、マレーシアなどではすでに GPP 及び環境ラベル制度の枠組みが確立しており、同分野における技術支援の余地は限定的となっている。これに対し、両制度の構築が初期段階にある国へ技術支援を行うことは、日本が優位性を持つ製品・サービスの環境基準や制度の調和を促す可能性が高く、結果として ASEAN 地域全体における日本企業の産業競争力強化につながることを期待される。

本事業では、これらの条件を満たす最適な対象国としてラオスを選定した。同国においては、2024年にタイプ I 環境ラベル「ラオス・グリーンラベル」が創設されたばかりであるとともに、GPP 制度についても構築に向けた検討が進められているところである。加えて、ラオスはコロナ禍以前の 2018 年までの 10 年間で年平均 7.42% という高い経済成長率を達成しており、2024 年にも 4.30% の成長を記録するなど、同地域において継続的な経済成長が見込まれる国の一つである。これらの点から、ラオスは GPP 及び環境ラベル制度の技術支援対象国として極めて適しているといえる。さらに、本事業の実施機関は前述の GIZ プロジェクトの一環として、ラオス MAE の訪日研修業務を受託した実績がある。また、2024 年度の GEN 年次総会においても同省からグリーンラベル制度運営に関する相談を受けるなど、当該担当部署との間に強固な関係性をすでに構築している。この点も大きな強みであることから、本事業ではラオスを対象国として選定し、技術協力に向けた意思確認を行うこととした。

本年度は事業初年度であるため、まずはラオス側と Web 会議を実施して先方の意向を確認し、続く第 2 回の Web 会議を通じて技術協力に対する具体的な要望を把握することとした。次節以降では、これら 2 回にわたる Web 会議の内容を詳述するとともに、次年度以降の取組の可能性について報告する。

## 2-2-3 Web 会議

### 1) ラオス農業環境省との第 1 回 Web 会議

[日時]	2025 年 11 月 18 日 (火) 12:00~12:30 (10:00~10:30 ※ビエンチャン時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	Ministry of Agriculture and Environment (MAE) of the Lao PDR <ul style="list-style-type: none"> <li>• Mr. Nakhalin Vorasarn: Deputy Director, ASEAN and Regional Cooperation Division, Department of Planning and Cooperation (DoPC)</li> <li>• Ms. Bunpheng Suvannalat: Technical Officer, DoPC</li> <li>• Mr. Sackpasith Manibod: Main Technical Officer, DoPC</li> </ul>
	環境省 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 大臣官房環境経済課 課長補佐 中村 文香</li> <li>• 同 環境専門調査員 竹本 龍平</li> </ul> 公益財団法人日本環境協会 <ul style="list-style-type: none"> <li>• エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li> <li>• 同 戦略推進担当課長 小林 弘幸</li> </ul>
[言語]	英語

#### (1) 協議概要

新たな制度運営支援対象国としてラオスを選定したことに伴い、MAE 担当者と日ラオス技術協力の実施に向けたキックオフミーティングを開催し、関係者の顔合わせ及び技術支援の概要と今後の進め方について確認する。

#### (2) 協議内容

##### ①挨拶

MAE の Mr. Nakhalin より、チームメンバーの紹介及び、本協力に対する謝辞が述べられたのち、日本側環境省中村課長補佐より、日本の知見を活用し、ラオスにおける GPP 及び環境ラベルの普及推進に向けて、実りある協力となることへの期待を表明した。

##### ②プロジェクト概要

エコマーク事務局より、本技術協力の概要とその背景について、パワーポイント資料を用いて説明を行った。主な内容は以下のとおりである。

- **目的**：専門知識の共有を通じ、ASEAN 地域におけるグリーン製品・サービスの導入を加速させること。
- **実施体制**：環境省との請負契約に基づき、1989 年より「エコマーク（タイプ I 環境ラベル）」を運営する NPO/NGO である日本環境協会が実施機関となる。
- **協力範囲**：以下を含むが、これらに限定されない。
  - ✓ 基準策定（ドラフト作成及び調整）

- ✓ 新基準の承認プロセス支援（技術委員会、公聴会のオブザーバー参加など）
- ✓ 能力開発（基準策定・認証業務研修、訪日研修、現地監査への同行）
- 期間：
  - ✓ 日本の会計年度（4月～翌3月）に合わせた単年度契約ベースとする。
  - ✓ 協力自体は2～3年あるいはそれ以上の継続の可能性はあるが、制度上あくまで単年度ごとの実施となる。
- 資金ルール：
  - ✓ ラオス政府への直接的な資金供与は不可。
  - ✓ ただし、エコマーク事務局が実施する取組に関連する実費（例：公聴会の会場費、調査に伴うコンサルタント雇用費など）は日本側で負担可能である。

### (3) ラオス側の現状と要望

- 現在の進捗：現在、4品目（紙、複合機、EV、LED ランプ）のグリーン基準をパイロット運用中であり、現行のGPP行動計画はSCPロードマップに従い今年度で終了予定である。
- 対象分野に関する要望：MoICからは当初、サービス分野を除外するよう推奨があったものの、担当局（DoPC）としては、本協力プロジェクトに「観光・サービス分野（例：グリーンホテル）」を含めることを強く要望する。ラオスにおいて同分野は高いポテンシャルを持っているためである。
- キャパシティビルディング：省庁再編（農業・林業・環境部門の統合）に伴い、新規スタッフや技術担当官に対する能力構築のニーズが非常に高まっている。
- 制度面での支援：複数の省庁（商工業省、エネルギー鉱山省など）が関与することになるため、委員会等の調整・連携に対する支援が必要である。
- 訪日研修：技術担当官が既存の制度から学ぶため、日本（又は他のパートナー国）への研修旅行に対し強い関心を持っている。

### (4) 今後の展望

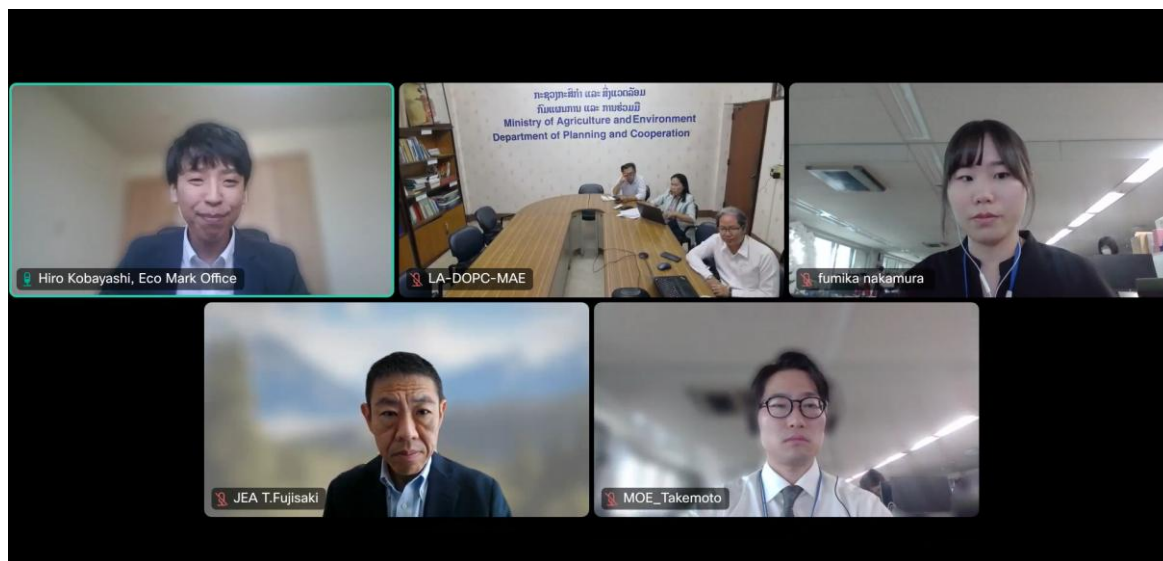
- 日本側から1月又は2月に開催予定の次回会合に向け、2026年度の技術協力に関する提案書及び要望リストを作成するようラオス側に依頼した。
- 提案書の作成にあたり必要であれば、エコマーク事務局とのメールでの意見交換など実務者レベルでのやり取りも可能。

### (5) アクションアイテム

表2-2-2. 今後のアクションアイテム

Action	担当機関	タイムライン
1. 議事録の作成・共有	エコマーク事務局	準備でき次第
2. 2026年度の技術協力に向けた提案書及び要望リスト	MAE	次回会議まで

3. 第2回 Web 会議の日程調整	All parties	By mid-January 2026
4. 第2回 Web 会議 ラオスの提案について協議	All parties	January or February 2026
5. 2026 年度第1回 Web 会議 予算上の考慮その他の要因に基づいて、ラオス提案に関する日本側からの対案の説明	All parties	Aug-Oct 2026



会議の様子

## 2) ラオス農業環境省との第2回 Web 会議

[日時]	2026年2月19日(木) 15:30~17:10 (13:30~15:10 ※ビエンチャン時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	Ministry of Agriculture and Environment (MAE) of the Lao PDR <ul style="list-style-type: none"> <li>• Mr. Sounadeth Soukchaleun, Deputy Director General, Department of Planning and Cooperation (DoPC), Ministry of Agriculture and Environment (MAE) of the Lao PDR</li> <li>• Mrs. Kinnaly Phommasack, Director, ASEAN and Regional Cooperation Division, DoPC, MAE</li> <li>• Mr. Nakhalin Vorasarn: Deputy Director, ASEAN and Regional Cooperation Division, DoPC, MAE</li> <li>• Ms. Bounpheng Souvannalat: Technical Officer, DoPC, MAE</li> <li>• Mr. Sackpasith Manibod: Main Technical Officer, DoPC, MAE</li> </ul>
	環境省 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 大臣官房環境経済課 課長補佐 中村 文香</li> <li>• 同 主査 織田 薫</li> <li>• 同 環境専門調査員 竹本 龍平</li> </ul> 公益財団法人日本環境協会 <ul style="list-style-type: none"> <li>• エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li> <li>• 同 戦略推進担当課長 小林 弘幸</li> </ul>
[言語]	日・ラオス語逐次通訳

### (1) 協議概要

MAE に対する、環境ラベル及び GPP の制度構築に向けた日本の技術支援に関する協議である。2025年11月に実施された第1回会議を踏まえ、今後 MAE から正式に提案される技術支援の要望に向けて、対象範囲や内容のすり合わせを行った。

### (2) 協議内容

#### ① ラオス側挨拶及びラオスの GPP に関する現状共有

MAE 企画協力副局長の Mr. Sounadeth より、日本環境省及びエコマーク事務局からの支援に対する深い謝意が表明された。また、ラオスにおける関連政策の現状について以下の共有があった。

- **政策の進捗**：現在、ラオスでは SDGs (目標 12：持続可能な消費と生産) の達成に向け、SCP ロードマップ (2025-2030) の策定を進めている。
- **外部機関との連携**：これまでに GIZ や世界銀行等の支援を受け、GPP のパイロット事業やタイプ I 環境ラベルであるラオス・グリーンラベル制度の初期検討を行ってきた。
- **日本への期待**：同国では経済発展と同等に SDGs を重要視しており、折しも日本側から技術支援の意思確認が行われたことから、同分野の先進国である日本の GPP

及びエコマーク制度の経験共有と技術支援に対し、強い期待を寄せている。

## ②日本側挨拶

日本側を代表し、環境省でグリーン購入法を担当する中村氏より挨拶が行われた。第1回会議に続く本 Web 会議を通じて、ラオスの制度構築に対して日本の知見を活かし、有意義な情報共有と継続的な協力を行っていく姿勢が改めて示された。

## ③日本の GPP 制度の概要

エコマーク事務局より、日本の GPP 制度の概要を中心に、民間主導である「エコマーク制度」の違いや、両制度の実務上の関連性について説明を行った。

まず制度の歴史と基本構造について、エコマークは 1989 年に公益財団法人日本環境協会が創設した任意の第三者認証環境ラベル制度であり、現在 78 の製品・サービス基準を有している。一方、グリーン購入法は 2000 年に制定、2001 年に施行された法律である。これは中央省庁等の国の機関に対してグリーン調達を義務付けるものであり、現在 22 分野・291 品目が対象となっている。両制度の相違点として、GPP 基準（判断の基準）は認証制度ではなく、基準適合を事業者の宣言をもって調達者が判断するのに対し、エコマークはライフサイクル全体を考慮した任意の第三者認証であるという明確な違いがある。両者はそれぞれ独立した制度として運営されているものの、基準の面では実質的に補完関係にある。具体的には、エコマークが有する 78 の認定基準によって、GPP の基本方針が対象とする全 291 品目のうち、約 70%の判断の基準をカバーするように設計されている。そのため、政府機関が GPP に基づく調達を行う際、エコマークの取得有無が環境配慮型製品であることの重要な判断指標として実質的に活用されている。

<質疑応答>

**ラオス側からの質問：**日本においてエコマーク制度を開始した当初、どのような課題に直面し、それをどう乗り越えたのか。

**日本側の回答：**制度導入当時は、社会全体で公害等の環境問題に対する意識が高まりつつある時期であり、製品への環境配慮を謳う制度として開始された。最初から厳格な基準を設けるのではなく、比較的達成が容易な基準からスタートした。これにより、参加企業や認定製品の数を増やして社会的な認知度と受容性を高め、その後、段階的に基準を厳しくしていくというアプローチをとることで制度を定着させた。

## ④ラオス側の現状と要望

ラオス側より、GPP 及び環境ラベル制度の進捗と直面している課題について説明が行われた。法的根拠として、現在は財政省が主導し、国家レベルの公共調達に関する法律（第 4 条第 3 項）が制定されており、これに基づく GPP 実施に向けた省令の策定が進められている。実際の制度推進にあたっては、GIZ の支援を受けつつ、環境省、財政省、商工業省の 3 省合同による体制で協議が行われている。この 3 省合同協議を経て GPP のアクションプランが策定され、試験的な対象品目として「EV」と「A4 コピー用紙」の 2 品目が選定された。また、商工業省の主導のもと、「ラオス・グリーンカート」制度の設計も進められており、EV 等を含むいくつかの品目で基準の検討が行われている。

しかし、制度の土台となる法律や省令が整備されつつある一方で、省庁再編により実務を担う担当者が分散してしまった現状がある。さらに、国内での環境配慮型製品の生産が乏しく、多くを輸入に依存しているという市場環境もあり、自国の実情に即した基準の策定や、今後の対象品目の拡大が困難な状況にあることが、課題として共有された。

#### ⑤技術支援の要望

具体的な技術支援については、ラオス側が要望事項を取りまとめたリストを作成し、翌20日までにエコマーク事務局へ提出することとなった。これに際して、要望内容を具体化するため、本事業の枠組みで提供可能な支援の範囲について、ラオス側と事前の意見交換が行われた。

- **GPPに関する研修・視察の実施**：ラオスの実務担当者が日本のGPP制度の仕組みや運用実績を具体的に学ぶため、日本での研修や視察の実施。また、タイなど近隣の先進的な事例を持つ国への視察について。
- **環境ラベルの基準策定支援**：現在進めている「ラオス・グリーンカート」の基準策定にあたり、策定対象分野の事前調査や日本のエコマークが培ってきた基準策定のノウハウを踏まえた基準策定。

これらの要望に対し、ラオス側に直接的な資金提供（例：現地でのコンサルタント等を雇用しての調査など）はできないものの、研修や視察の日本での受け入れ、及び基準策定に関する情報提供や助言について、過去の他国への支援実績も踏まえ、前向きに検討可能であると回答した。

#### ⑥今後の進め方

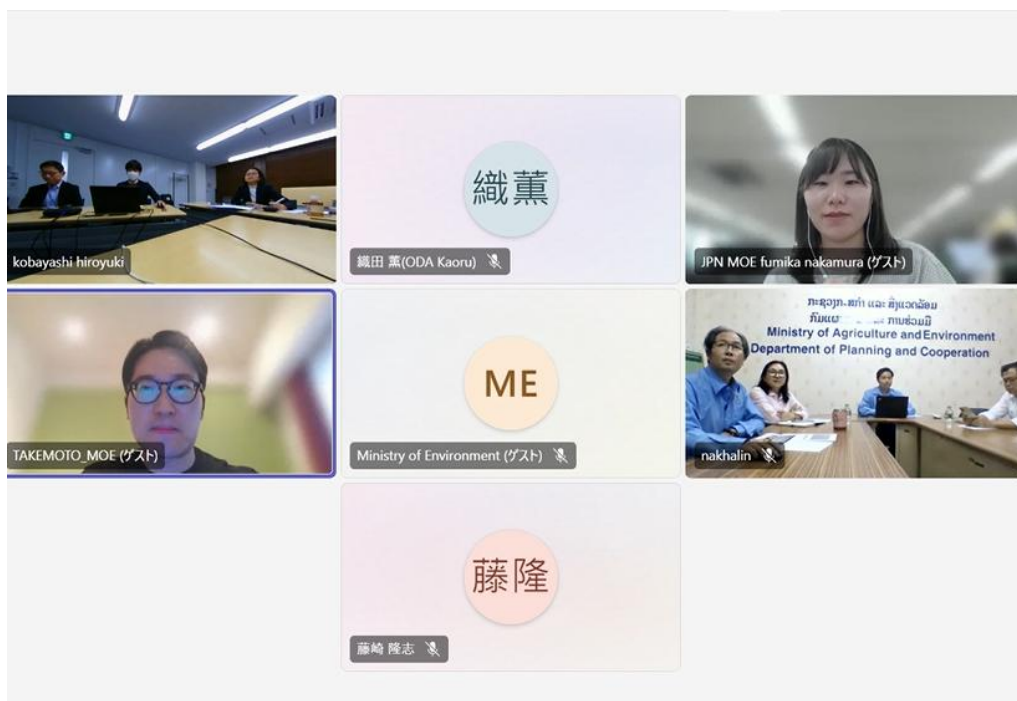
- ラオス側は、日本への技術支援要望をまとめたリストを作成し、メール等でエコマーク事務局へ提出する。
- 日本側は、提出された要望リストをもとに環境省内で協議を行い、来年度の具体的な支援計画の策定を進める。

#### ⑦後日、MAEより提出された日本への技術支援要望リスト

表2-2-3. MAEより提出された日本への技術支援要望リスト

支援項目	支援内容
1. ラオス・グリーンカートのEVとA4用紙の基準策定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• EV及びA4用紙のラオス・グリーンカート向けガイドラインの作成</li> <li>• 両品目のラオス・グリーンカート基準の策定</li> <li>• 同基準のパブリックコンサルテーションの実施</li> <li>• 両基準の公表</li> </ul>
2. ラオス・グリーンカート技術委員会(TC)のキャパシティビルディング	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GPPプロセス研修（認証プロセスに関する技術知識）、グリーン生産に関する基準の研修、ライフサイクルアセスメント(LCA)研修、ライフサイクルコストリング(LCC)研修、ISO研修</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際会議への参加</li> <li>・日本とタイにおける技術委員会向けトレーナー研修 (TOT) 及び現地視察 (TC から少なくとも3名)</li> </ul>
3. 訪日・訪タイ研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラオス・グリーンカート指導委員会メンバー (副大臣・局長級、約5名) の訪日・訪タイ研修</li> </ul>



会議の様子

## 2-2-4 今後の展開

今年度は、ASEAN 地域において GPP 及び環境ラベル制度の構築が初期段階にあるラオスを新たな技術支援対象国として選定し、同国 MAE と計 2 回の Web 会議を実施した。2025 年 11 月の第 1 回会議では、日ラオス間の技術協力に向けたキックオフとして、日本の支援枠組みや GPP に関する知見を共有するとともに、ラオスにおける政策の進捗状況を把握した。続く 2026 年 2 月の第 2 回 Web 会議では、日本の GPP 制度とエコマーク制度の相補的な関係性についてより詳細な説明を行うとともに、ラオス側が直面する課題を掘り下げ、来年度以降の技術支援に向けた具体的な要望事項のすり合わせを行った。これらの協議を通じて、ラオスの制度構築に対して日本の経験やノウハウを共有し、継続的な協力関係を築くための強固な土台を形成することができた。

ラオスにおいては、SCP ロードマップ (2025-2030) の策定や、公共調達法に基づく GPP 推進に向けた省令の整備など、国を挙げた制度構築が着実に進められている。また、GIZ 等の支援のもと、すでに「EV」や「A4 コピー用紙」をパイロット品目とした GPP の実装検討や、「ラオス・グリーンカート」制度の設計が商工業省や MAE 主導で進展している。一方で、省庁再編に伴う実務担当者の分散や、環境配慮型製品の大半を輸入に依存しているという同国特有の市場環境により、自国の実情に即した独自の基準策定や対象品目の拡大において、大きな障壁が存在することが明らかとなった。同国はこれらの課題解決に向け、同分野の先進国である日本の知見に対して極めて高い期待を寄せている。

このような実態と課題を踏まえ、次年度以降の技術協力においては、ラオス側から提示された要望を参考にしつつ、日本の強みを活かした支援の方向性を検討していくことが望まれる。具体的には、現在検討が進められている EV 及び A4 コピー用紙を対象とした「ラオス・グリーンカート」の基準策定に対し、日本のエコマークが培ってきたノウハウの共有や専門的見地からの助言を行うことは、非常に有効な支援策となり得る。また、制度の持続的な運用に不可欠なキャパシティビルディングに関しても、ラオスの実務担当者を対象とした日本での研修・視察の受け入れ等を通じ、GPP 制度の仕組みや運用実績を学ぶ実践的な場を提供することが効果的と考えられる。直接的な資金提供は制度上困難であるものの、日本の知見や他国への支援実績を活用した技術的なサポートはラオス側のニーズに合致している。次年度以降、環境省内での協議を経て本技術支援が継続・具体化されることで、ラオスにおける環境ラベル及び GPP 制度の早期確立を後押しするとともに、ASEAN 地域全体における日本事業者のさらなる競争力確保に繋がっていくことが期待される。